

平成27年度 社会福祉法人 和愛福祉会

～ 事業計画書 ～

I 法人本部

1. 所在地

福井県坂井市丸岡町愛宕9-1

2. 法人事業の経営理念

多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して、総合的に提供されるよう創意工夫する事により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援する。

3. 経営方針

(1) 経営基盤の強化

社会福祉事業はもとより収益事業への自主的な取組について、責任を持って実施できる管理経営体制を構築する。

保育士の人材確保に積極的に取り組み、安定した体制を確保する。

(2) 福祉サービスの質の向上

職員が専門的知識や技術を修得できるように法人内・外部での研修等を推進する。

(3) 事業経営の透明性の確保

法人内で実施されているサービス内容や経営内容などの情報についての透明性の確保に努める。

4. 実施事業

(1) 第二種社会福祉事業

② 一時預かり事業の経営

① 保育所の経営

わか保育園（定員 130 名）所在地 福井県坂井市丸岡町愛宕9-1

5. 理事会の開催

(1) 第1回理事会（5月）

① 前年度事業報告及び決算報告の審議、その他

(2) 第2回理事会（3月）

① 次年度事業計画及び当初予算の審議、その他

(3) 臨時理事会（随時）

① 審議の必要に応じ随時開催

6. 構成

(1) 理事 7 名（理事長含む） (2) 監事 2 名

7. 中・長期計画

(1) 地域の教育・社会福祉ニーズに対応した事業実施

長畝小、丸岡高、のうねの郷づくり推進協議会等と連携し地域子育て支援事業の実施

(2) 適正な経営及び財務の確保

①売電専用太陽光発電を活用し、環境保護に貢献するとともに自主財源の確保を図る

②経常経費の節減で人件費確保を図る

(3) 保育の質の向上

キャリアパスを構築し、職位ごとの職務やスキル等の要件を明確にし、ステップアップしていくことが可能な道筋を作り、職務職階に応じた研修に参加する

Ⅱ わっか保育園

1. 保育理念

子育ての専門的施設として、人格形成の最も大切な時期にある子ども達の最善の利益を守る保育に当ることはもちろんのこと、保護者や地域の人々と相互理解しあう機会を増やししながら、豊かな自然環境の中で地域とのつながりを深め、みんなが輪となり、共に楽しい子育てができるよう努力することが最大の責務と心得て実施する。全職員は、子ども達の福祉を積極的に進めるために、「和顔愛語」の理念のもと、和やかな心情と愛情豊かな言葉をもって接し、知識の習得と技術の向上に努める。

2. 保育目標

<養護>

十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。

<健康>

健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。

<人間関係>

人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。

<環境>

生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。

<言葉>

生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。

<表現>

様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。

3. 保育方針

- ①専門性を有する職員による保育の実施
- ②家庭・地域との連携
- ③発達過程の把握と環境整備
- ④養護と教育が一体的に展開する保育の実施
- ⑤社会的責任の遵守

4. 食育の推進

乳幼児期における望ましい食習慣の定着と、食べることを通して人間性の形成・家族関係づくりなどによる心身の健全育成を図り、発達段階に応じて豊かな食の体験を積み重ねていくことにより、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送る基礎となる「食を営む力」を培うことを目標に、食に関する取組を積極的に進めるため、次の事項を実践する。

- ① お腹がすくりズムのもてる子どもを育てます。
- ② 食べたいもの、好きなものが増える子どもを育てます。
- ③ 一緒に食べたい人がいる子どもを育てます。
- ④ 食事づくり、準備にかかわる子どもを育てます。
- ⑤ 食べものを話題にする子どもを育てます。

理念や目標をわかりやすく示すため、次のスローガンを掲げる。

- わ 和と輪を大切にす、思いやりのある子ども
- げん 元気いっぱい、心身ともに健康な子ども
- あ 安全な環境の中で、身のまわりのことが出来る子ども
- い いろいろなことに興味を持つ、考える子ども
- ご ごはん大好き、食べるのが好きな子ども

5. 平成27年度の重点項目

- (1) 新制度への対応
- (2) 保育指針に基づいた保育の展開、内容の充実
- (3) 地域交流事業の推進
- (4) 小学校連携の強化
- (5) 苦情解決処理への積極的な取組み

6. 特別保育事業

- (1) 延長保育事業
- (2) 乳児保育事業
- (3) 障がい児保育事業
- (4) 一時預かり事業

7. 地域交流事業

- (1) 世代間交流事業 ① 地域の高校生や小学生との交流（年2回）
- (2) 地域子育て支援事業（自主事業） ① 開放デー（毎週水曜日）
- (3) ボランティア、就業体験受け入れ事業 ① 保育士養成機関実習生受け入れ（最低2

名受け入れ) ② 就業体験中学生受け入れ

8. 職員構成 (27年度) * 3月21日現在

| 職 種 | 正規職員 | 契約職員 | 委託職員 | 派遣職員 |
|-----------|------|------|------|------|
| 施設長 | 1名 | | | |
| 事務長、事務員 | 2名 | | | |
| 保育士 | 16名 | 4名 | | 1名 |
| 看護師 | | 1名 | | |
| 調理員 | | | 4名 | |
| 嘱託医 (非常勤) | | 2名 | | |
| 合 計 | 19名 | 7名 | 4名 | 1名 |

* 育児休業取得者 (予定を含む) 4名

9. クラス編成 (平成27年度)

| クラス名 | 年 齢 | 園児数 | | 保育士数 | 備考 |
|------|-----|---------|---------|-------|----|
| | | 標準時間 | 短時間 | | |
| そら | 5歳児 | 14 (14) | 9 (9) | 2 (3) | |
| ほし | 4歳児 | 16 (16) | 9 (9) | 2 (3) | |
| にじ | 3歳児 | 21 (21) | 8 (8) | 2 (3) | |
| ぶどう | 2歳児 | 19 (18) | 10 (10) | 5 (5) | |
| いちご | 1歳児 | 13 (13) | 9 (9) | 5 (5) | |
| れもん | 0歳児 | 3 (3) | 1 (1) | 6 (3) | |
| 合計 | | 96 (85) | 46 (46) | 22名 | |

* () は4月の数

10. 健康管理

- (1) 健康診断 (2) 歯科検診 (3) 身体測定
年2回 (4月・11月) 年1回 (6月) 毎月

* 乳児検診は年6回

11. 衛生管理

- (1) 感染症対応マニュアルに基づいた対応とマニュアルの見直しを定期的に行う。

12. 安全管理

- (1) 交通安全指導 (2) 避難訓練
年2回 (9月 2月) 年間計画表に沿って実施 (毎月)

13. 食に対する取組

- (1) アレルギー対応の実施 (2) 年間食育計画に基づいた取組の実施

(3) 授乳・離乳の支援ガイドを基本とした離乳食

(4) 給食衛生管理マニュアルに基づいた対応

14. 苦情処理

苦情への適切な対応により、保育サービスに対する利用者の満足度を高めると共に、利用者が保育サービスを適切に利用出来るように支援する事と、苦情を密室化せず社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進や当園の信頼と適正性を図る為に、掲示物、ホームページなどで周知する。

15. 情報公開

(1) ホームページの定期更新

実施されているサービス内容や経営内容などの情報について、透明性の確保に努める。

16. 行事予定

| | |
|-----|-----------------------------------|
| 4月 | 入園式 はなまつり 保護者会総会 保育参観 |
| 5月 | 健康診断 遠足 |
| 6月 | 歯科検診 園庭の芝生張 作業奉仕（そら組保護者） |
| 7月 | プール開き 七夕 夏祭り |
| 8月 | 丸岡高校生ボランティア受入 |
| 9月 | 祖父母参観 お月見会 作業奉仕(ほし組保護者)のうねの郷まつり参加 |
| 10月 | 運動会 遠足 作業奉仕（にじ組保護者） |
| 11月 | 保護者保育参加 交通安全教室 親子もちつき |
| 12月 | 発表会 成道会 クリスマス会 作業奉仕（ぶどう組保護者） |
| 1月 | お店やさんごっこ 新入園児面接 |
| 2月 | 節分会 涅槃会 新入園児説明会 |
| 3月 | お別れ遠足 卒園式 |

月例行事 誕生会

17. 研修計画

保育士をはじめ園で働く職員には、自分自身の資質の向上を意識し、業務に必要な基本知識や技能、専門性を高め、保育活動に生かしていく必要がある。積極的に研修で学ぶ意識を高めるとともに、園としても研修を受けやすくする環境を整え職員を支援する。

(1) 子どもたちの育ちを援助する力を身に付ける。

保育士等の意図を優先し、子どもたちに対して、一方的に自分自身の考えを押し付けたりするのではなく、保育の中心は、子どもが主体であるという認識のもと、子どもの心に寄り添い感じ取ることが大切である。援助の方法は、子ども一人ひとりの状態や状況によって違う。常に、その時々保育士等は、子ども自身が自ら、自分の課題を乗り越えていくことの出来るよう、援助を行うことが必要だと考える。

(2) 保育士等が豊かな人間性を身に付ける。

子どもの理解や受容は決して一方的なものではなく、保育士等の心と子どもの心の相

互的な営みであるとする。保育士等が一人の人間として、子どもと関わる時、子どもたちは、それを感じ取り、心を開き、自分らしさを表現する。この関係こそが、互いの信頼関係を生み出す基盤となると考える。

(3) モデルとしての保育士等

保育士等が自覚しなければならないことは、自分の持つ文化や価値観を、保育の場において、意図的、または無意識のうちに、子どもに示しているということである。その時、常に保育士等は、この価値観を絶対視することなく、いつも柔軟な姿勢で見直し続ける必要があると考える。子どもに自分の価値観を押し付けるのではなく、子ども自身が主体的に、それを取り入れ、乗り越えて行けるようにすることが大切だと考える。

これらの視点から、平成 27 年度は以下の目的による研修を実施、或いは各種関係機関が実施する研修に参加する。

① 専門性を高める研修（随時）

（業務に必要な知識及び実践力の向上、多様なニーズに対応するための研修）

② 自己課題を解決・達成する研修（随時）

（一人ひとりの子どもの持つ課題に対して、どのように援助を行うのか資質向上の研修）

③ ライフステージに応じた研修（随時）

（年齢や、経験に応じた立場や役割を認識し、職務を遂行するために資質、指導力の向上を図る研修）

④保・幼・小の連携を促進する研修（随時）

（地域の実情や、子どもたちの実態に応じ、子どもたちを中心に据えた実践研修）

⑤子育て支援者としての役割に関する研修（随時）

18. 会議

(1) 職員会議（毎月）

(2) 給食会議（毎月）

(3) リーダー会（毎週）

(4) ケース会議（随時）

19. 福利厚生

(1) 職員健康診断（年 1 回）（直接雇用全職員）

(2) 福利厚生センター加入（直接雇用全職員）

(3) 福井県民間保育連盟互助会加入（直接雇用全職員）

(4) 福祉医療機構退職共済加入（直接雇用全職員）

(5) 福井県民間社会福祉施設職員退職共済加入（直接雇用全職員）

20. 育児・介護休業等

法令及び法人の規定に基づき、職員が育児・介護休業を取得しやすくする環境を整えるとともに、専門機関と連携して職場復帰のための支援を行う。